

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★機械工学科

機械工
「工業」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。